

佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和五十五年三月二十六日条例十二号）

新	旧								
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の一第一項の規定により、佐倉市民体育館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 本市は、市民の心身の健全な発達とスポーツ振興を図り、もつて明るく豊かな市民生活の向上に寄与するため、佐倉市民体育館（以下「体育館」といふ。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第三条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">佐倉市民体育館</td> <td style="text-align: center;">佐倉市宮小路町三番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第四条 市長は、体育館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四条の一第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」といふ。）に体育館の管理を行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行つ業務)</p> <p>第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行つものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 体育館の施設及び設備の維持管理に関すること 二 次に掲げる許可に関すること <ol style="list-style-type: none"> イ 体育館の施設の使用の許可 ロ 体育館における業としての写真、映画等の撮影（以下「撮影」といふ。）の許可 三 その他市長が必要と認める業務 <p>(開館時間)</p> <p>第六条 体育館の開館時間は、午前九時から午後九時まで（日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあつては、午前九時から午後五時まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第七条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館</p>	名称	位置	佐倉市民体育館	佐倉市宮小路町三番地	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の一第一項の規定により、佐倉市民体育館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 本市は、市民の心身の健全な発達とスポーツ振興を図り、もつて明るく豊かな市民生活の向上に寄与するため、佐倉市民体育館（以下「体育館」といふ。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第三条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">佐倉市民体育館</td> <td style="text-align: center;">佐倉市宮小路町三番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	佐倉市民体育館	佐倉市宮小路町三番地
名称	位置								
佐倉市民体育館	佐倉市宮小路町三番地								
名称	位置								
佐倉市民体育館	佐倉市宮小路町三番地								

日を設けることができる。

一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日と当たるときは、その翌日とする。

二 一月一日から同月三日まで及び十二月十九日から同月三十一日まで
(使用及び撮影の許可)

第八条 体育館の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 体育館において撮影をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前二項の許可に体育館の管理上必要な条件を付することができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用及び撮影を許可しない。

一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

三 体育館の管理上支障があると認められるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が不適当と認めたとき。

(許可の取消し等)

第九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止を定めることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 前条第四項各号のいずれかに該当したとき。

三 前条第一項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転賃したことが明らかになったとき。

四 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

2 指定管理者は、体育館の管理運営上、やむを得ない事情が生じた場合は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止を定めることができる。

3 第一項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止を定めた場合において、使用者に損害を生じたとき、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

4 前三項の規定は、前条第二項の許可について準用する。

(特別の設備の設置の許可)

第十条 体育館に特別の設備を設置しようとする使用者及び第八条第二項の規

(使用の承認)

第四条 体育館を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

定により許可を受けた者（以下「撮影者」といづ。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第八条第三項及び第四項の規定は、前項の許可について準用する。
(物品販売等の許可)

第十一条 体育館において次に掲げる行為をしよつとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 一 物品の販売
- 二 寄附の募集
- 三 広告物の掲示及び配布
- 四 その他前三号に掲げるものに類する行為

2 市長は、前項の許可に体育館の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第八条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するとき又は市長が行為を不適当と認めるときは、行為を許可しない。

4 第一項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせることができる。

5 前項の規定により指定管理者が第一項の許可をする場合は、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
(利用料金)

第十二条 次の各号に掲げる者は、指定管理者に対し、当該各号に定める額の範囲内において、それぞれ指定管理者が市長の承認を得て定める料金（以下「利用料金」といづ。）を支払わなければならない。

- 一 使用者 別表第一に定める額
- 二 撮影者 別表第二に定める額

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第十四条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第十五条 使用者及び撮影者（以下「使用者等」といづ。）は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(使用の制限等)

第五条 使用者は、承認を受けた目的以外に体育館を使用し、又はその利用の権

(損害賠償の義務)

第十六条 使用者等の責めに帰すべき理由により、体育館の施設又は設備を滅失し、又は老損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(略)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例の規定により市長がした承認その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為は、この条例による改正後の佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例の相当規定によつて指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表第一

利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第六条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、体育館の使用を制限し、若しくは停止又は退館を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 いつわり、その他不正な手段により使用の承認を受けた事実が明らかになつたとき。

三 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

四 前各号に掲げるほか管理運営上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第七条 使用者の責めに帰すべき理由により、体育館の施設を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第八条 体育館を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 既に納入した使用料は還付しない。ただし、災害その他利用者の責めに帰することができない理由で使用不能となつたとき、又は市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第九条 市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(略)

別表

イ 基本施設

使用区分	団体使用の場合の上限額（10人以上）				
	第一競技場 （全面）		第一競技場 （半面）		
	第二競技場 （剣道場）		第三競技場 （柔道場）		
市民	一般	1,100円	1,050円	1,570円	1,570円
	延長 （二時間）	1,050円	510円	1,050円	510円
市民以外	一般	4,100円	1,100円	1,570円	1,570円
	延長 （二時間）	1,100円	1,050円	510円	510円
中学生	以下	1,050円	510円	510円	510円
	中学生	1,050円	510円	510円	510円
	高校生・大学生	1,570円	780円	1,050円	1,050円
	一般	1,100円	1,050円	1,570円	1,570円

イ 基本施設

使用区分	使用時間	団体使用の場合の上限額（10人以上）			
		第一競技場 （全面）	第一競技場 （半面）	第二競技場 （剣道場）	第三競技場 （柔道場）
一時間	午前九時から正午まで	中学生以下	1,050円	510円	510円
		高校生・大学生	1,570円	780円	1,050円
午前九時から正午まで	午後二時から五時まで	中学生以下	1,050円	510円	510円
		高校生・大学生	1,570円	780円	1,050円
午後二時から五時まで	全日	中学生以下	1,050円	510円	510円
		高校生・大学生	1,570円	780円	1,050円
午前九時から正午まで	午前九時から午後五時まで	中学生以下	1,050円	510円	510円
		高校生・大学生	1,570円	780円	1,050円

個人使用の場合の上限額

第二競技場 (剣道場)	一般	1100円	1000円	1100円	1100円		
	高校生・大学生	1500円	700円	1100円	1500円		
	中学生	1000円	500円	1100円	1000円		
	以下						
	第三競技場 (柔道場)	一般	1100円	1000円	1100円	1100円	
		高校生・大学生	1500円	700円	1100円	1500円	
		中学生	1000円	500円	1100円	1000円	
		以下					
		卓球室	一般	1100円	1000円	1100円	1100円
			高校生・大学生	1500円	700円	1100円	1500円
			中学生	1000円	500円	1100円	1000円
			以下				
トレーニング室			一般	1100円	1000円	1100円	1100円
			高校生・大学生	1500円	700円	1100円	1500円
			中学生	1000円	500円	1100円	1000円
			以下				
	弓道場		一般	1100円	1000円	1100円	1100円
			高校生・大学生	1500円	700円	1100円	1500円
			中学生	1000円	500円	1100円	1000円
			以下				

備考

1 上の表の金額は、アマチユーススポーツに使用し、かつ、入場料、観覧料

個人使用	第二競技場 (剣道場)	一般	1100円	1100円	1100円	1100円			
		高校生・大学生	1500円	1400円	1100円	1500円			
		中学生以下	1000円	1500円	1100円	1300円			
		第三競技場 (柔道場)	一般	1100円	1100円	1100円	1100円		
			高校生・大学生	1500円	1400円	1100円	1500円		
			中学生以下	1000円	1500円	1100円	1300円		
			卓球室	一般	1100円	1100円	1100円	1100円	
				高校生・大学生	1500円	1400円	1100円	1500円	
				中学生以下	1000円	1500円	1100円	1300円	
				トレーニング室	一般	1100円	1100円	1100円	1100円
					高校生・大学生	1500円	1400円	1100円	1500円
					中学生以下	1000円	1500円	1100円	1300円
弓道場	一般				1100円	1100円	1100円	1100円	
	高校生・大学生				1500円	1400円	1100円	1500円	
	中学生以下				1000円	1500円	1100円	1300円	
	会議室	一般			1100円	1100円	1100円	1100円	
		高校生・大学生			1500円	1400円	1100円	1500円	
		中学生以下			1000円	1500円	1100円	1300円	

その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合の額とする。

- 二 市民とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいふ。
- 三 市民の額の適用は、団体使用においては団体の代表者及び使用者の過半数が市民である団体による使用、個人使用においては市民のみの使用の場合とする。
- 四 アマチュアスポーツ以外に使用し、かつ、入場料等を徴収しない場合は、区分における利用料金の五倍を上限とする。
- 五 アマチュアスポーツに使用し、かつ、入場料等を徴収する場合は、区分における利用料金の五倍を上限とする。
- 六 アマチュアスポーツ以外に使用し、かつ、入場料等を徴収する場合は、区分における利用料金の十五倍を上限とする。
- 七 使用時間に二時間に満たない端数がある場合は、二時間を使用したものとみなす。
- 八 使用時間には、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとする。

□ 附帯施設

設備	使用時間	利用料金
放送設備	一時間	四二〇円
電光表示盤	一時間	四二〇円
ピアノ	一時間	一、〇五〇円
冷暖房設備（第一競技場）	一時間	五、二五〇円
冷暖房設備（第二競技場）	一時間	一、〇五〇円
冷暖房設備（第三競技場）	一時間	一、〇五〇円

別表第二

区分	一時間
撮影の場合の上限額	一三、四〇〇円

備考 報道等の取材に伴う撮影の場合は、徴収しない。

備考

- 一 市外居住者が使用する際は、使用料金は、倍額とする。
- 二 表記時間以外の使用を認めた団体・個人については、午後の使用料金を徴収する。

□ 附帯施設

設備	使用時間	使用料
放送設備	一時間	四二〇円
電光表示盤	一時間	四二〇円
ピアノ	一時間	一、〇五〇円
冷暖房設備（第一競技場）	一時間	五、二五〇円
冷暖房設備（第二競技場）	一時間	一、〇五〇円
冷暖房設備（第三競技場）	一時間	一、〇五〇円